

議 事 録

会 議 名	第6期寒川町まちづくり推進会議 第6回会議		
開 催 日 時	令和元年11月18日(月) 午後3時00分～午後4時30分		
開 催 場 所	寒川町役場東分庁舎2階 第2会議室		
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	○出席委員 半澤委員、中門委員、杉下委員（副会長）、落合委員、上山委員、大関委員、相田委員、千葉委員（会長）、竹森委員、新保委員、平本委員、菊地委員 ○欠席委員 武藤委員、小堤委員、内野委員 ○事務局 中島町民部長、池田協働文化推進課長、越原主査、鈴木主任主事、柏木主事 高橋企画政策課長、尾畑副主幹 ○傍聴者数 1名		
議 題	1 寒川町自治基本条例改正案について（当日配布資料1） 2 パブリックコメント制度の見直しについて（資料番号1～7,当日配布資料2）		
決 定 事 項	議事録承認委員：相田委員、半澤委員		
公開又は非公開の別	公 開	非公開の場合 その理由（一部非公開の場合を含む）	
議事の経過	1 開会 2 会長あいさつ 3 議事録承認委員の選出 【池田課長】次第3の議事録承認委員の選出でございますが、従前どおり委員名簿の順にお願いいたしますと、今回は相田委員、半澤委員を議事録承認委員として選出することになりますが、これにご異議はございませんでしょうか。 【各委員】異議なし。 【池田課長】相田委員、半澤委員よろしいですか。 【両委員】はい。 【池田課長】それでは、次第4以降の議事進行につきまして、推進会議規則第4条により千葉会長にお願いをいたします。それでは会長、よろしく申し上げます。		

4 議題

(1) 寒川町自治基本条例について

【千葉会長】それでは、お手元の次第に従いまして、議事進行は私のほうで担当させていただきます。

議題1番として寒川町自治基本条例改正案について、資料は本日お手元の机上に置いているものでございます。これにつきまして、事務局から説明をいたしましょう。よろしくお願いします。

【高橋課長】皆様、こんにちは。企画政策課長の高橋でございます。資料は私からご説明させていただきます。

—高橋課長より当日配布資料を説明—

【千葉会長】ありがとうございます。流れとしては、前にも説明をいただいておりますのでありまして、最終的な文言及びしかるべき条文の改正部を明確にしたいという内容でございます。ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問・ご意見がありましたらお受けいたします。

【中門委員】大筋はいいと思うのですが、よく分からない部分があります。資料の3ページ、第7条に臨時委員とありますが、この臨時委員に「審議会に特別の事項を審議させ」とあり、何となく上から目線で言っているような感じがするのですが、この臨時委員という方がどういう方で、どういう位置付けにあるのかお聞きしたいのですが。

【高橋課長】確かにご指摘のとおりですね。「させ」というと、文字どおり上から目線のように聞こえてしまう部分はあるかと思いますが、これは、法律上の言い回しといいますか、当然のことながら、上下関係があるとかそういうことではないと捉えていただければと思います。

現時点で我々が、臨時委員を担っていただきたいと考えている方としては、町のなかで各種取り組まれている団体から代表の方などを想定していますが、最終的には皆さんのご意見も伺いながら今後決めていきたいと思っています。

【千葉会長】ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【杉下副会長】同じく臨時委員についてですが、これは総合計画審議会の委員の他に臨時委員ということで、例えば2名とか3名が入るという捉え方でよろしいですか。

【高橋課長】総合計画審議会には16名の委員がいるのですが、その方たちとは別に臨時委員をお願いしたいと考えています。人数についてはもう少し多めに参画していただくイメージであります。

【杉下副会長】それについての意見として、2ページ目のところで「多様なメンバーから」とあり、総合計画のワークショップでも意見を出したのですが、税収の観点から意見が必要だと思います。アイデアをたくさん出すのはいいのですが、やはり歳入なくして実現はできないとなるので、税収の見識に特化した方、いろいろな事例を持っている方を入れていただくというのがいいと思います。

あとは、行政で弱いのは広報ですね。町がいろいろな取り組みをしても、結構知らないという人がいるのです。知ってもらわなければ、いくらいいものをつくっても意味がないわけで、広報戦略というのがよく分かっている人に臨時委員として意見を言うていただくというのがいいのではないかなと思います。

それと、総合計画審議会とまちづくり推進会議は連動性が高いと思うのですが、総合計画審議会はどんな話をしているかなかなか見えにくい部分がある。なので、この推進会議から臨時委員として兼務のような形で出ていただいいて、推進会議にフィードバックできたりすると、お互いが密な関係になって、相乗効果もあるのかなと思います。あくまでも私の意見なので、他の委員の意見も踏まえて最終的に決めていただければありがたいなと思います。以上です。

【高橋課長】ありがとうございます。今いただいた広報や財政的な視点ですとか、あるいは推進会議の皆様から委員をとったご意見をいただきました。会長には、もともと委員を担っていただいておりますけれども、さらに専門的な知見を有する方に入っていただくという想定は、我々の中にもありますし、持ち帰らせていただいて、今後検討させていただきます。

【千葉会長】ちょっと追加で私のほうから。先週13日に開かれた総合計画審議会に出席しまして、次の計画に向けて過去の検証をまとめて行いました。その中で財政の健全化という問題について、私から発言したのですが、今後も税収が同じ見込みなので、このくらいの計画しか組めないということではなくて、人口が減っていくなかで税収を上げていく工夫が必要です。今の副会長のお話は大変的を射た指摘であって、ぜひそういう方から我々に知恵を授けていただくということは大変有用だと思います。広報についても同様に、厳しい指摘をしてくれるような方を委員に選んで、発展させられたらと考えます。ほかにいかがでしょうか。

【中門委員】先日、総合計画のワークショップに参加させていただいて、計画に幸福学を取り入れていきたいと思いますというテーマがありました。私も興味があったので、その後東京で開かれたSDGsと幸福学と経営シンポジウムというものに行ってきたのですが、地方自治体でも、SDGsの考え方でまちを活性化していく事例が多くあったように思います。神奈川でも2、3の市町村で事例があったと思います。その市町村で実績ある方であったり、幸福学に明るい方がいればそういった方に臨時委員で入っていただくのはどうかなと思います。

【高橋課長】ありがとうございます。そもそも幸福学につきましては、自治基本条例の中でまちづくりの定義として「町民が心豊かに暮らすための、町民と町の様々な活動」とされており、その中で、心豊かに暮らすということはどういうことなのかという観点から検討をすすめたところ、幸福学という考え方があって、取り入れられるものは取り入れていきたいなと考えまして、第一人者である慶應義塾大学の前野先生に直接ご連絡をとらせていただいて、今、参加いただいているところでござい

ます。今、ご指摘いただいたとおり、素晴らしい知見を持った方々のご協力を得ていくことは、ぜひ積極的に私どもとしてもやっていきたいと思います。

【千葉会長】ほかによろしいでしょうか。無いようでしたら、事務局よりご提案いただいた内容は、自治基本条例の第6条の文言の追加という内容になります。自治基本条例の30条により、本条例の変更等について改変がある場合には我々の審議を要しまして、その後機関決定をしていく流れとなっています。説明は多くありましたが、第6条に「総合計画に基づいて」という文言を追加することに、異議ございませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

【千葉会長】ありがとうございます。それでは、本日のまちづくり推進会議におきまして、ご提案いただいた第6条の変更について承認がいただけましたので、事務局として今後のしかるべき措置をおとりいただきたい。また再度我々の議論が必要あれば、その都度の会議で、説明やご提案をいただきたいと思います。本件につきましては、これで一応終了させていただきます。何かご意見ありますか。菊地委員どうぞ。

【菊地委員】現在のさむかわ2020プランが策定されたときは、総合計画の法的な根拠というのが、国の地方自治法に基づいてつくられていたわけですが、その地方自治法は改正をされて、国の法的な根拠を失った中で、これからの寒川のまちづくりを規定していく新たな総合計画をつくる際に、やはり町の最上位の規範である自治基本条例にしっかり位置づけようということでご提案をいただいて、自治基本条例を改正するという事になったかと思います。

よく考えますと、1月に最初のご提案をいただいて、時代をまたいで、3回ほど議論を丁寧にしてきたということで、最終的には、先ほどご説明いただいた総合計画審議会条例と併せて改正するという提案をいただきました。

自治基本条例が制定されて15年以上がたっていますが、初めての改正でございますので、それを考えると、約1年ぐらひかけて丁寧な議論ができたのかなということでございます。また、初めての改正を契機に、この自治基本条例そのものを知っていただく機会にもなるのかなと思います。そういう意味では、町民と新しいまちづくりの総合計画をつくっていくなかで、自治基本条例に基づいてつくっていくんだということとをあわせてぜひ理解いただくと、自治基本条例そのものの周知にもつながるのではないかと考えております。

また、総合計画審議会条例の7条に臨時委員を置くというのは、非常に柔軟なやり方をできるような仕組みを残しておくという意味で、良いことかなと思います。ご指摘があったように、いろいろな専門分野の方に参加いただくとか、あるいは内容によっては、我々のような推進会議の

委員が、兼職という形で臨時委員を務めるような形もあり得るかと思っています。3度にわたって、1年間ぐらい継続審議をできたと思いますので、あとは、町側に改正の手続きを含めてお願いしたいと思います。

【千葉会長】ありがとうございます。菊地先生からの説明で、念押しをいただきました。改めてまちづくり推進会議が町の附属機関としてあるということ。その中で、自治基本条例が第一で、その下に町が機能するための総合計画がある。したがって、まちづくり推進会議の委員も総合計画には関心を持って見ていく立場になってくるとと思います。条例の改廃や町民の参画と、限られた推進会議の役目をうたってありますけれども、場合によっては、町政について我々もいろいろな目を見て、この場で意見を出し合っていくということがあってもいいのではないかという契機になればと考えます。それでは、この案件については以上といたします。

(2) パブリックコメント制度の見直しについて

【千葉会長】それでは、事前にお手元にお配りをいたしておりました2番目の議題につきまして、資料番号1から7番までお手元にお届けし、それに至る経過や、今回の趣旨を、あらかじめお知らせをいたしました。資料も結構ございますので大変かと思いますが、資料の関連性もありますので、事務局から一括して説明をいただき、論議に入りたいと思いますけれどもいかがですか。

(「はい」の声あり)

【千葉会長】では、今申し上げたような格好でお願いします。

【事務局】では引き続き議題の2、パブリックコメント制度の見直しについて、まずは資料を順にご説明申し上げます。

—事務局より資料説明—

【千葉会長】ありがとうございます。前回会議でも各委員から活発なご意見をいただいて、持ち帰った結果を今回、事務局からまとめをいただきました。会議後にも半澤委員や上山委員からいろいろなアドバイスをいただけたとのこと。この会議は、各団体や公募で委員としてご参加をいただいて、多種多様な方々からご意見をいただく目的で構成されておりますので、そういう意味からも、大変実のある形で進みつつあり、喜ばしいことだと感じているところでございます。ちょっと前置きが長くなりましたが。

ただいま説明いただきました資料をお読みいただいて、ご意見・ご質問がありましたらお出してください。いかがでしょうか。

【上山委員】パブコメの必要性に関しては、今回いただいた資料ですごく

よくわかったのですけれども、いま、eマーケティングリサーチ制度というスマホやパソコンでアンケートのようなことが出来るものがあるのですが、あれも一種のパブコメのようなものかと思うのですが、違いなどがあるのでしょうか。

【事務局】パブコメは町民の方に広くご意見をいただくというものですけれども、eマーケティングリサーチ制度については、あらかじめ回答いただく方はモニターとして登録していただきまして、その方たちにインターネット上で質問をお送りして、それに回答をいただくという形になっています。

【上山委員】そのパブコメが必要かどうかも含めて手続きも煩雑で、実は今回マニュアルを直す作業もすごく大変だということが分かったのですけれども、パブコメを全部eマーケティングリサーチ制度にまとめてしまうようなことは難しいのでしょうか。

【事務局】eマーケティングリサーチ制度のいいところは、簡単に質問と回答が出来るところなのですが、デメリットとして登録している人しか参加できないということがあります。パブコメは、広く町民全てを対象とした制度ですので、そもそもの趣旨に合わなくなってしまいます。

【上山委員】ありがとうございます。

【中島部長】補足なのですけれども、eマーケティングリサーチ制度は、アンケート調査の色彩が強い調査になります。イエスカノーかで答えるような形が多く、なかなか長文で返すような内容は少ない状況です。今はそういう使われ方をしていますけれども、例えば将来的に全町民が登録していただいて、活用できるとなれば、ご指摘いただいたような制度になる可能性はあると思います。

【千葉会長】ありがとうございます。ところで、パブコメマニュアルというのは、これは庁内各担当課で使っていくための資料ということですよね。私は、自治会長として回覧を頼まれる際に、フォーマットが同じじゃないので、例えば3枚まとめて回覧するけれども、書き方が違うじゃないかということが結構ありまして、そういう意味では、こういう統一したルールで、わかりやすい書式を準備されるということは、大変意義があったのではないかと思います。ほかにお気づきの点がございませんでしょうか。

【新保委員】これは意見というより、ちょっとお願いです。一般町民の、高齢者の意見として、この資料4の「HACCPの考えに基づいた」とあるのですけれども、意味が分からなくて調べたのですけれども、調べきれなかったのですね。同じようなレベルの人もとたくさんいらっしゃると思うので、もっとわかりやすい言葉で出していただけたらありがたいなと思うのですけれども。

【池田課長】HACCP、これはハサップというそうなのです。私もついこの間まで知らなかったのですが、確かにおっしゃるとおりでございまして、事務局のほうでも注意をして、指導してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【新保委員】 よろしくお願ひします。

【千葉会長】 せめて最初に注釈を入れて、あとは大変だから略していくとか、それは工夫次第でいかようにもなると思いますので、ぜひ中央官庁は別にしまして、寒川町は違うという点でも、そういう要素を取り入れていただければ、こうした意見が出るのはいいことだと思いますので、よろしくお願ひします。菊地先生、何かここまでの流れの中で、お話ございましたらお願ひしたいのですが。

【菊地委員】 何度か提案をお示しいただいて、どんどん良くなってきて、皆さんの協働の力で良くなったなという印象を持ちました。マニュアルも分かりやすくなっていると思います。最後に「このマニュアルは推進会議で作成しました」と書いていただいていますので、推進会議の成果にもなると思います。

パブコメの概要版資料のように、情報を圧縮して届けるというやり方というのは、情報を相手に届ける一つ的手段なのかなという印象を持っています。目に留まらせ、もう少し具体的に知りたい人はホームページを見るなり自分で情報を取りにいく、その取っかかりをつくるという形で、非常におもしろいやり方なのかなと思っています。

一方で、意見を言うときのチャンネルが文書ですよ。書くなりメールを送るなり、そういう作業的なハードルをどうするのかという課題はあります。先ほどeマーケティングというお話がありましたけれども、以前も議論のなかで「いいね」1つでもいいと思うのですが「意見なし」という意見をどう取り入れるべきかということ、私も以前申し上げたのですけれども、マニュアルのなかでも、ホームページのアクセス解析、や配架資料の残部を把握することで、その情報がどれだけ関心と呼んだかという分析がある程度出来ると思います。

もう一方で、それについての反響だったり、文書以外での意見集約というのは、もう少し世の中が進んでいくと出来るようになるのかなと思います。気軽に意見を言う方法、発する場として例えばチャットボットでもいいと思うのですけれども。そういうものが出来るにはもう少し、待たないといけない。

そういう意味で、今回は情報を届ける手段として、かなりコンパクトに刺さるやり方を試してみたということもあって、ある意味トライアンドエラーをして、今後出来るいいものをストックしていく方針ですし、1つ目の議題で、自治基本条例を改正するということが決まりましたので、自治基本条例の改正のためのパブコメ案を我々がつくらないといけない。半澤委員と上山委員、非常に心強いお二人に頑張っていただきたいなと思っていますけれども。以上でございます。

【千葉会長】 ありがとうございます。全体を通して、そういう流れとして、こういう考え方、まとめ方ができるという一つの事例を菊地委員からいただきました。最終的には報告書という形にまとめてまいりますので、感想などがあればそれも承っておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【杉下副会長】細かい部分ですが、概要版は非常にコンパクトにまとまってきてよろしいかと思うのですが、このまとめ方をどうするかによって、前回も大関委員からご指摘があったように、概要版にすると、ここだけでは背景が分かりにくいというのがあったり、今ご指摘があったように、新しい言葉が出てきて、その用語説明だけで紙面を取ってしまう場合もあったりして、本来知ってもらい、考えてもらいたい部分をここで集約するのは難しい。少し意地悪な言い方だと、恣意的に賛成誘導型に担当がまとめたりということができると思うのです。中立性が担保されて概要版がつくられているのだということをうまくやっていかないと、恣意的にやった場合、全体資料を読んだら全然違うではないかということもあり得ると思うので、担当課も慎重に作成する必要があると考えます。

もう1つが、障がい者に対して合理的配慮の視点からも取り組むべきと考えます。例えば、視覚障がい者の人が概要版をどうやって見るのかを考える。あるいは身体障がいを書くことができないとか。

そのときに、書くことが出来ない場合は、コメントとして出すから窓口でもいいですよとか、やはり合理的配慮の中で、そういう人たちの意見をどう吸い上げて、発信できるかということも考えてもらいたいと思います。概要版に明記するというのではなくて、担当課として、そういう人がいた場合に、窓口で対応しますよという心構えも含めてやっていくことが、心の豊かさとか幸福学ではないですけども、温かみとか思いやりのあるまちづくりにつながってくると思うので、そういう視点もしっかりと理解をしながら進めていただけると、いいものになっていくのではないかと思います。あくまでも意見です。

【千葉会長】ありがとうございます。大変貴重なご意見かなと思います。ほかの方も何かあれば伺います。

【上山委員】パブリックコメントに限らず、町民の方からの意見をもらえるようにする工夫ということで、思うところがあるのですが。今、町に意見を言う方法は「町長への手紙」などいろいろあります。他にも公募委員であったり、ワークショップに行くことも出来ます。もちろん、パブコメもあるのですが、私たち町民からすると、どの段階でどのくらいの意見を言っているのかが分からないのです。例えば、こんな計画があるというと思ったら、町長への手紙で出せばいいのか。その後少し計画が出来てくると、公募委員やeマーケティングリサーチだとか。そして、計画ができた時点で初めてパブコメをやって、皆さんの意見を聞けるのは最終チェック程度ですよというのは、どの段階でどれくらいの意見が求められているのかが分からないのではないかと思います。

例えば、計画がどの段階で、こういうやり方で町民のご意見を受け付けていますよということが、全体の進行表のようにして示されると分かりやすいのかなと思います。今ならこの計画に反対が言えるとか、あるいはもうここまで来たから反対はできないけれども、最終調整ぐらいはで

きますとか、どの段階でどの程度の意見が言えて、計画にどう反映されるのかというのが分かるようになったらいいなと思います。

【千葉会長】そうですね。菊地先生、今の話に対して何か知見があれば。

【菊地委員】大変貴重な意見で、おそらく我々が所管する自治基本条例に係わる話だと思います。あらゆる町がつくっている施策というのはプロセスがあって、その工程表の中で今の段階がどこにあるのかという、「今ここ」感みたいなものがあるとよくて、パブリックコメントというのは、パブリックプロポーザルではないということは、できた原案に対して意見をもらうという形での位置づけになるわけです。

おっしゃるとおり、原案づくりに関わりたい場合には、公募委員に応募をする。あるいは、何もない状態から何かを動かしたい場合には、町長への手紙というのがあります。どういうプロセスで、どういうレベルでの意見チャンネルがあるのかという全体像を、もしかしたら我々は示さないといけないのかなと。上山委員がおっしゃるとおりだと思います。非常に貴重な意見だと思います。

【千葉会長】ありがとうございます。回覧や広報で、今ご指摘があったことをかみ砕いた欄を少し設けて触れるとか、今のお話を聞いていると工夫はできると思います。やろうとすることが大事だと思いますが、少なくともこちらからサジェスションをして、広報の一角を使って示すのも一つかと思います。菊地先生からもコメントがありましたし、参考にして取り組んでいただきたいと思います。

【菊地委員】今のご意見との関わりで、例えば資料4や当日配布の自殺対策計画のパブコメ概要版でも、この資料を誰が作ったのかということがやや不明瞭なのかなと思います。この学校給食センターの計画というのは、大関委員もいらっしゃるのでよくご存知かと思いますが、こういったステークホルダーが一緒になって町民参加等により作った原案だと思います。一方で自殺対策計画というのは、もしかしたらこれは町役場の職員がつくったのかもしれない。

【中島部長】担当する審議会が作成したものです。

【菊地委員】これも審議会で作ったということですね。

【中島部長】確かに誰が作ったのか記載されておられませんね。

【菊地委員】ええ。あとは、この後どうなるのかという部分なのですが、例えば、基本構想計画というのは、最終的には予算をつけて、議会で議決することを経てという形で実現をしていくという形になるかと思うのですが、上山委員の先ほどの指摘で、これに対して賛成や意見をいただきたいというのは、この政策のライフサイクルの中で、今どこにあって、次にどうなっていくのかということを示すと、少し分かりやすくなると思います。

【千葉会長】ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【半澤委員】センター化の作成例に少し手を加えたのですが、その中で改めていろいろ考えてみて感じたのは、パブコメが必要な案件と不要な案件について具体的に例示するなどして、もう少し分かりやすく表現したほ

うが いいのかなと思いますね。

【中門委員】半澤委員のお話を聞いて、私もボランティア団体をやっている中でいろいろなことに関わって、パブコメにかけるような事案に関わったことが何回かあるのですけれども。そのときに、費用だったり総合計画の上位項目だとか、隣接自治体との関わりの有無とかによってパブコメが必要かといった話になったことがあって、そういう意味でも分かりやすくなるのかなと思います。

【事務局】いただいたお話については、資料番号7番のマニュアルの1ページに示していますが、かなり広く定義してございます。資料中の四角囲みの中の(1)から(7)に関わるものはすべからずパブコメを実施すると定めている状況です。そこが、広くやり過ぎているという印象になって、ご指摘をいただいているのかなとお察しをいたしますが、費用や隣接自治体の有無が判断基準ということではないとご理解いただければと思います。

【池田課長】補足させていただきます。もう少し平たく言ってしまいますと、町に裁量のあるものはやりなさいということになります。例えば、地方税法が変わって税率が変わる場合などは、町に裁量がございませんので、こういったものは不要としています。そして、緊急性を要するものについては、これは外してもいいという考え方で、この二本柱で判断していただけると、少し分かりやすくなるのかなと思います。

【中門委員】裁量と緊急性ですね。ありがとうございます。1ページ目のところ、これだと広すぎて大変だなと思ひまして。

【半澤委員】その2つがあればほんとうは分かりやすいです。

【菊地委員】今の質問との関連で、アイデアとしてですけれども、例えば、資料4の学校給食センターの計画というのは、これに影響を受ける人々というのが非常にはっきりしています。計画によってインパクトを受ける子供たちとその保護者。わかりやすい。一方で、寒川自殺対策計画は資料を見ると、特に高齢者に重点を置いて書かれていますけれども、町民に広く関係すると思います。

あと、町からのメッセージの出し方として、これはゴールドメダル級の重要さだとか、これがシルバー級だとかが無く、あらゆるものが同じフォーマットで出てくる。発せられたメッセージの重要性というものが、多分、町民は分からない部分があって、そこはもしかしたら、何か工夫の余地があるのかなと思います。今回の緊急豪雨じゃないですけれども、気象庁の発表というのは、色のつけ方とか、緊急性レベルの情報の伝え方をいろいろと工夫をしているやり方というのは、今回の提案とは別としても感じる部分があります。

【千葉会長】ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【杉下副会長】ちょっとこの先の頭出し的なところで申し上げます。パブリックコメントの位置づけについて、私はどちらかという、もうある程度役割を果たしてきたものだと思っています。というのは、町民の方から意見を出してもらう手法が多様になってきたことがあると思うの

です。だから、今はパブコメを続けるとしても、将来的にもしかしたらなくすのかもしれないし、新たにもっといいツールがでてくるかもしれない。総合的に町民から意見を吸い上げるツールの整理というのはどこかのタイミングでしないと、1回やり始めたら多様な意見だからやらないよりやったほうがいいというふうに、いつまでも継続すると、やることばかり多くて、結局さっきの上山委員が言ったように、どのタイミングでどう言えばいいのという、逆に町民のほうが混乱してしまうと思うのです。時間軸の整理をするのか、菊地先生が言ったように対象軸で整理をしていくのか、いずれにしてもどこかで整理をする必要があると考えます。

あと、細かい話ですけど、例えば議員が左の胸のところに徽章というバッチをつけなくてはならないと条例で決まっています。なぜつけるかという、議員は地域の意見を伝える、地域代表なのですね。そのバッチをつけているから議員だと分かる。警察官もなぜ制服を着ているかといったら、何かあったときに警察官を頼れるように、地域の人の目印としてつけなければならないわけです。だから、別に意見を吸い上げるツールがあるのなら議員も減らせばいいのかということにもなってくるかもしれない。

やはり町の意見を吸い上げる手法は、どこかのタイミングで整理をしていかないと、本当に労多くして何とやらとなってしまうと思うので、ぜひお願いをしたいなと思います。パブリックコメントに関連してということで、少し意見を言わせていただきました。

【池田課長】ご意見ありがとうございます。先ほどもご意見をいただいて、入り口として町長への手紙という制度もあります。対して、パブコメとはおそらく出口。その間に段階を追っていろいろなものがあります。全てが広聴手段でありながら、実は役場の悪いところで、全て担当課が違うのです。そういうところも含めて、今後整理の必要があるのだろうと感じております。併せて今後の課題とさせていただきたいと思います。

【千葉会長】会議の趣旨に対応して、担当課が決まっておりますけれども、担当課の課長からこのような話がありましたので、十分我々の意図は汲んでいただけているというふうに考えます。予定した議題につきましてはこれで全てですので、本日の会議は区切りとさせていただきます。

5 その他 特になし

6 閉会

【千葉会長】それでは、閉会の言葉を副会長から頂戴します。

【杉下副会長】以上をもちまして、第6期寒川町まちづくり推進会議第6回会議を終了いたします。

～午後4時30分閉会～

配付資料	○資料番号1 パブリックコメント制度見直しに係るスケジュール ○資料番号2 パブリックコメント制度の必要性について ○資料番号3 パブリックコメント資料概要版フォーマット（案） ○資料番号4 パブリックコメント資料概要版フォーマット（案・作成例） ○資料番号5 回覧資料フォーマット（案） ○資料番号6 パブコメ回答用紙（案） ○資料番号7 パブリックコメント手続実施マニュアル（案） ○当日配布資料1 自治基本条例における総合計画策定の位置づけ等について ○当日配布資料2 さむかわ自殺対策計画（案）概要版
議事録承認委員及び議事録確定年月日	相田委員、半澤委員（令和元年 12月27日確定）